

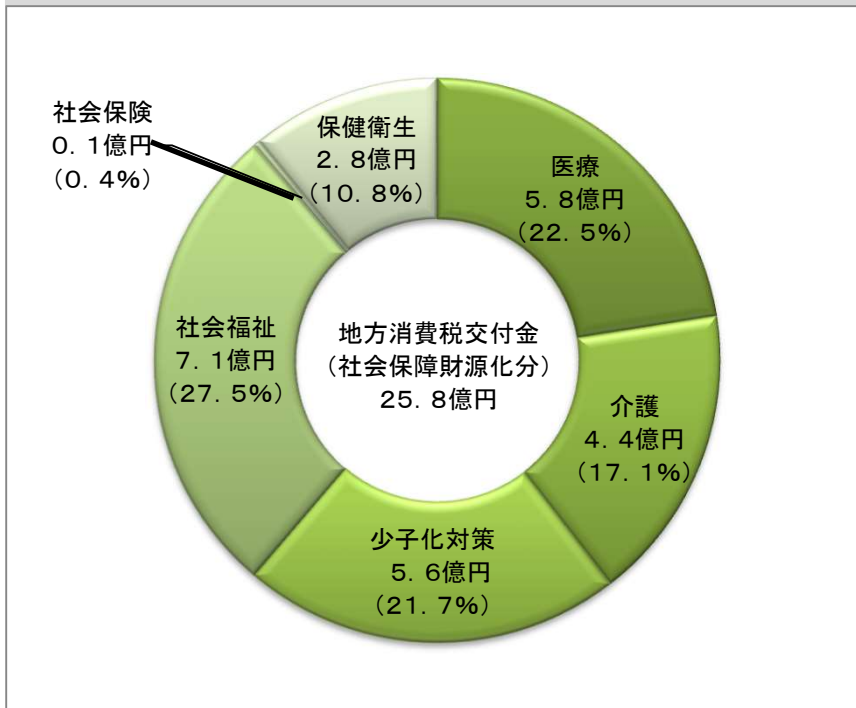
消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使い道

消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられました。このうち、地方消費税率については1%から1.7%に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費(年金、医療、介護、少子化対策の社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険、保健衛生)」に充てるものとされています。

平成29年度決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)25.8億円については、次の事業の一部に使いました。

引上げ分に係る地方消費税交付金増収分の使途と充当額



主な使い道

医療

- 保険診療の自己負担分を福祉医療費として支給
対象: 子ども、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭等
- 医療施設・設備の充実

介護

- 介護保険サービス費の公費負担分

少子化対策

- 放課後児童クラブの充実
- 認定こども園への施設型給付費等の給付
- 児童手当の支給、妊婦健診の実施

社会福祉

- 老人福祉センターの管理運営等
- 生活保護費及び児童扶養手当等の支給、生活困窮者自立支援事業の実施
- 身体障害者(児)への障害福祉サービス費等の支給

社会保険

- 福祉医療費無料化の実施による国費減額分の補てん

保健衛生

- がん検診、小児健診、不妊治療費助成等の実施
- 各種予防接種、感染症予防等の実施